

平成 30 年 6 月 2 日現在

機関番号：34509

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380054

研究課題名(和文) アメリカ連邦最高裁判所における「信仰行為二分論」の形成過程に関する研究

研究課題名(英文) The Historical Development of the Distinction between Freedom of Belief and Freedom of Action in the U.S. Supreme Court

研究代表者

福島 敏明 (FUKUSHIMA, Toshiaki)

神戸学院大学・法学部・准教授

研究者番号：80461010

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカ連邦最高裁判所における「信仰行為二分論」の意義を明らかにすることを目的として、(1)「信仰行為二分論」に対する植民地・憲法起草時代における信教の自由論の影響、(2)連邦最高裁判所における「信仰行為二分論」の形成過程について検討した。(1)については、1802年にトマス・ジェファソンがダンベリ・バプテリスト連合に宛てた書簡の意義を中心に検討し、その政治哲学的・神学的・認識論的前提などを解明した。(2)については、「信仰行為二分論」を初めて示した1802年のReynolds判決の意義を中心に検討し、信仰に基づく法適用免除の可能性を否定したとする伝統的な理解の見直しなどを行った。

研究成果の概要(英文)：For the purpose of clarifying the significance of the distinction between freedom of belief and freedom of action in the U.S. Supreme Court decisions, this research considered (1) the influence of the colonial and founding era thinkers' views on the Supreme Court's interpretation of the Free Exercise Clause, and (2) the historical development of this distinction in the Supreme Court decisions. In order to consider (1), this research principally analyzed the Thomas Jefferson's 1802 letter to the Danbury Baptist Association and clarified its political-philosophical, theological and epistemological assumptions. To examine (2), this research mainly focused on the Supreme Court decision in Reynolds v. United States (1802) in which the Supreme Court first crafted the distinction between freedom of belief and freedom of action, and reexamined the traditional understanding that this decision denied the possibility of free exercise exemptions.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 信教の自由 アメリカ合衆国

1. 研究開始当初の背景

日本の憲法学では、従来、憲法 20 条が保障する信教の自由を「信仰の自由」と「宗教的行為の自由」に分類する解釈が示され、また判例の中にも「信仰」と「行為」の区分に立脚するものがあることが指摘されてきた。しかし、そこにいう「信仰」と「行為」の意義・範囲や両者の相互関係については、これまで十分に詰めた議論がなされておらず、信教の自由に関する解釈論の更なる発展のためには、これら鍵概念の内実を明らかにする作業が不可欠であると考えられる。

この点、アメリカ連邦最高裁判所は、信教の自由を保障する合衆国憲法第 1 修正の自由行使条項の解釈として「信仰 (belief)」と「行為 (action)」を区分する思考 (以下「信仰行為二分論」) を歴史的に形成してきた。この思考は、連邦最高裁が自由行使条項を初めて本格的に解釈した 1878 年の Reynolds 判決において早くも示され、1940 年の Cantwell 判決において「信仰の自由は絶対的なものであるが、行為の自由は事柄の本質上絶対的なものではありえない」と定式化された。その後、信教の自由に関する連邦最高裁の判例は、特に「一般法適用免除」法理をめぐる 1963 年の Sherbert 判決における確立と 1990 年の Smith 判決における放棄という 2 度の転換を遂げるが、両判決ともに「信仰」と「行為」を区分する思考を前提にしており、この思考は信教の自由に関する連邦最高裁判例に歴史的に通底してきたものと言える。

これまで日本の憲法学でもアメリカの信教の自由論については優れた研究が公表されてきたが、先行研究の多くは「一般法適用免除」法理や違憲審査基準などを主題としており、「信仰行為二分論」を直接の対象とする研究は不足していたように思われる。そこで、アメリカ連邦最高裁における同法理の意義について分析・検討を行うことは、冒頭で示した日本における信教の自由論をめぐる課題に対する示唆の獲得だけでなく、アメリカにおける信教の自由論の総合的把握にも寄与しうるものと考えた。

2. 研究の目的

以上の問題意識から、本研究は、アメリカ連邦最高裁における「信仰行為二分論」の形成・展開過程を歴史的に分析・検討し、この思考の意義を明らかにすることを目的として計画された。そして、以上の目的を達成するために、本研究は、以下の 2 つの事柄を明らかにすることを具体的な研究課題として設定した。

第 1 に、「信仰行為二分論」に対する植民地・憲法起草時代における信教の自由論の影響 (以下「研究課題 1」) である。連邦最高裁における「信仰行為二分論」の形成には、トマス・ジェファソンなどの植民地・憲法起草時代の論者の見解が影響を与えていることが指摘されてきた。そこで、連邦最高裁に

おける「信仰行為二分論」の形成過程に関する分析を行うための前作業として、植民地・憲法起草時代の代表的論者による信教の自由論について、特にジェファソンに焦点を合わせて、分析・検討することとした。

第 2 に、連邦最高裁における「信仰行為二分論」の形成過程 (以下「研究課題 2」) である。前記のとおり、この思考は初期から現在に至るまで連邦最高裁の判例に通底してきたものと言えるが、研究期間との兼ね合いで、本研究では、この思考を初めて示した 1878 年の Reynolds 判決から「一般法適用免除」法理が形成される 1960 年代までを 1 つの時期区分と捉え、連邦最高裁における「信仰行為二分論」の形成過程について、特に Reynolds 判決に焦点を合わせて、分析・検討することとした。

3. 研究の方法

本研究の方法としては、研究代表者が単独で、資料の収集・分析を行うことを中心に進めた。具体的には、研究課題 1 については、ジェファソンなどの植民地・憲法起草時代の論者に関する一次資料・二次資料を中心に、研究課題 2 については、Reynolds 判決などの「信仰行為二分論」の形成過程において重要な役割を果たした連邦最高裁判決に関する一次資料・二次資料を中心に、収集・分析を行った。また、関連の学会・研究会に参加し研究報告や情報収集などを行うと共に、現在のアメリカにおける信教の自由や憲法に関する動向などについても検討する機会を持つことができた。

以上の作業を行う過程で、2015 年 8 月にワシントン DC に所在する連邦議会図書館 (Library of Congress) に出張し、資料の収集・分析を行った。また、2016 年 9 月から所属研究機関の長期海外研究員制度に基づきヴァージニア大学ロースクールにおいて在外研究に従事することとなり、本研究についても同大学図書館に所蔵されている資料を用いることができた。

4. 研究成果

まず、研究課題 1 については、1802 年にジェファソンがコネチカット州のダンベリ・バプティスト連合に宛てた書簡 (以下「ダンベリ・バプティスト書簡」) の意義を明らかにすることを中心に、分析・検討を行った。この書簡は、同連合がジェファソンの大統領就任を祝福するために送った書簡に対する返答として執筆されたものであるが、その中でジェファソンが「政府の正当な権限は行為にのみ及び、意見には及ばない」(以下「意見/行為」説示) と述べており、後述のように Reynolds 判決が同書簡を引用していることから、連邦最高裁における「信仰行為二分論」の重要な歴史的源泉の 1 つとされている。またこの書簡は、1947 年の Everson 判決が国教樹立禁止条項の意義を説明する際に引用し

た「教会と国家との間の分離の壁」という比喩（以下「分離」比喩）を用いていることでも知られている。この書簡の性質をめぐっては、1998年に連邦議会図書館員がFBIの協力を得て行った分析結果を公表し、同書簡が信教の自由に関する原理の宣言ではなく政治的マニフェストとして意図されたものに過ぎないと主張したことをきっかけに、論争が繰り広げられ、特に「分離」比喩について、その意義・射程を限定的に解釈する修正主義的見解も有力に唱えられていることを確認した。しかし、本研究が主題とする「意見／行為」説示については、それ以前の「ヴァージニア信教の自由法案」（1779年）や「ヴァージニア覚書」（1781-82年）などにおいても同様の説示がなされていることから、ジェファソンの信教の自由論の1つの核となる原理として位置づけられるべきものであると判断し、「意見／行為」説示の意義について、「ヴァージニア信教の自由法案」や「ヴァージニア覚書」などにおけるジェファソンの議論をも踏まえて、分析・検討を行った。その結果、「意見／行為」説示の前提には、政府の権限は人民が委託した自然権にのみ及び、良心の権利は政府に委託しうる性質のものではないとの社会契約論の発想があること、良心の権利を政府に委託しえない理由については、個人は良心について神に対して責任を負うとの神学論的前提と共に、個人の意見や信仰は自らの意思に依存するものではなく、その精神に提示された証拠に従うものであるとの認識論的前提があると考えられること、行為に対する政府権限の範囲については、ジェームズ・マディソンの見解と比べると、より広い範囲が想定されていると解する余地があることなどの知見を得た。

次に、研究課題については、連邦最高裁が自由行使条項を初めて本格的に解釈し、「信仰行為二分論」の萌芽的思考を示した1878年のReynolds判決の意義を見直すことを中心に、分析・検討を行った。同判決ではモルモン教徒に対する一夫多妻制を禁止する連邦法の適用の合憲性が争われたが、ウェイト首席裁判官法廷意見は、同法の適用を合憲と判断するにあたり、前記ダンペリ・バプティスト書簡を引用しつつ、自由行使条項が保障する信教の自由の範囲について「連邦議会は、単なる意見に対してはいかなる立法権も及ぼすことができないが、社会的義務に反する行為や良き秩序を破壊する行為に対しては自由に立法権を及ぼすことができる」との解釈を示した。従来この判決については「信仰」と「行為」の厳格な二分論を採用し、信仰を理由とする法適用免除の可能性を否定したものと捉える理解が有力であったが、近年こうした伝統的理解の再考を迫る見解が示されており、本研究では、こうした動向も踏まえつつ、Reynolds判決の意義について、同時代における州裁判所や研究者らによる信教の自由解釈との比較検討などを通じて、

その伝統的な理解・評価を見直す作業を行った。その結果、同時代における州裁判所や研究者らによる信教の自由解釈においては、信仰を理由とする法適用免除の可能性について否定的な見解と肯定的な見解の双方がみられたこと、モルモン教徒に対する一夫多妻制を禁じる法の適用免除については、法適用免除の可能性を一般的に認める論者であっても、これを否定する見解が有力であったことなどを確認した。そして、こうした同時代における信教の自由解釈のあり方も踏まえてReynolds判決の意義を検討し直した結果、同判決については必ずしも法適用免除の可能性を全面的に否定したものではないと解する余地があること、同判決における「信仰行為二分論」に係る説示については公序形成における政府権限のあり方という視点から捉え直す必要があることなどの知見を得た。もっとも、同判決から1940年のCantwell判決における定式化に至るまでの経緯など更なる検討を要する課題もあり、これまでの成果も踏まえながら今後も引き続き分析・検討を行っていきたい。

本研究の成果については、研究会で報告する機会を得たものの、研究論文の形で公表するには至っていないため、今後できるだけ早い段階での研究論文による公表を目指すことにしたい。なお、本研究を遂行する過程で、現在のアメリカにおける信教の自由や憲法に関する動向などについて報告・公表する機会を得た。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計10件）

福嶋敏明、Holt v. Hobbs, 135 S. Ct. 853 (2015) 判決 (2015年1月20日) 法学セミナー、759号、81-85頁、2018年、査読無

福嶋敏明、大統領による批判の自由？、時の法令、2043号、44-49頁、2018年、査読無

福嶋敏明、トランプ大統領による入国禁止令と司法(2) 法学セミナー、756号、8-15頁、2018年、査読無

福嶋敏明、ヴァージニア州シャーロットツヴィルにおける白人至上主義をめぐる騒動について、法学セミナー、754号、1-6頁、2017年、査読無

福嶋敏明、大統領の就任宣誓と司法、時の法令、2029号、42-47頁、2017年、査読無

福嶋敏明、トランプ大統領による入国禁止令と司法(1) 法学セミナー、750号、1-7頁、2017年、査読無

福嶋敏明、選挙資金規制と「腐敗」、時の法令、2017号、49-54頁、2017年、査読無

福嶋敏明、憲法尊重擁護義務と立憲主義、時の法令、1964号、56-61頁、2014年、査読無

福嶋敏明、公権力による批判の自由？、時

の法令、1958号、53-58頁、2014年、査読無
福嶋敏明、公私の区別と「公務員」の自由、
時の法令、1952号、65-70頁、2014年、査読
無

〔学会発表〕(計 3 件)

福嶋敏明、アメリカ連邦最高裁判所におけ
る「信仰行為二分論」の形成過程に関する研
究、アメリカ憲法研究会、2016年8月8日、
神戸学院大学ポートアイランドキャンパス
(神戸市中央区)

福嶋敏明、〔判例報告〕Holt v. Hobbs, 135
S. Ct. 853 (2015)、関西アメリカ公法学会、
2015年12月20日、大阪大学中之島センター
(大阪市北区)

福嶋敏明、Holt v. Hobbs, 574 U.S. ___, 135
S. Ct. 853 (2015)、アメリカ憲法研究会、
2015年10月17日、立命館大学朱雀キャンパ
ス(京都市中京区)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

福嶋 敏明 (FUKUSHIMA, Toshiaki)
神戸学院大学・法学部・准教授
研究者番号：80461010

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()